

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)	ご意見・ご要望	回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
11	要望	申込内容一覧照会	需要者情報として「受付日」「申込番号」「供給地点番号」等表示のみ表示されるが、入力確認の為の情報として「需要者名」「地点名称」「地点住所」を表示して欲しい →詳細画面へ遷移せず、一覧画面にて確認できるようにすることが目的。最低限「需要者名」を表示するようにできないか。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →事業者ヒアリング結果を受け、対応方針を検討する。 →今回、対応案についてご提示、ご意見を伺いたい。 →ご提示した案（申込内容一覧照会WEB画面に需要者名を追加（第20回別紙1））にて改修を進めることで合意。 →四国を除く各社は12/7に実装予定または既実装、四国は1月末実装予定。（第31回） →全エリア実装済みのためクローズいたします。（第33回）	クローズ
13	要望	供給地点特定番号検索	供給地点特定番号検索機能は現状WEB画面のみでの提供だが、APIでも供給地点特定番号検索の機能を提供いただきたい。	平成26年10月9,16,23日開催の旧作業会での議論を踏まえ、改修の必要性について検討が必要と考えます。 →上記作業会の案は非効率であるため、実装しなかつた経緯がある。事務局内で検討を行ったが良い案が浮かばないため、どのような形での実装を目指すか、起案者及び賛同者へのヒアリングを行いたい。（継続）	4
37	要望	供給地点特定番号検索	高圧の供給地点特定番号検索機能がほしい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →第17回実務者会議にて、過去の議論で「高圧需要者と契約締結交渉を行う場合は、基本的に密に需要者と交渉し、必要な情報を得るものと考えている。そのため、システム化するまでもなく、費用対効果も考え実装しないと整理した認識である。」と回答。本件、認識に齟齬がなく強い要望がなければ、クローズとしたい。（継続） →実装の難しさ、開発規模の大きさ等、情報を整理した上で次回提示する。 →現状、運用不可能といった致命的な支障がない認識の中、FIT法改正、ネガワット取引等の制度変更、他の優先事項があることを踏まえ、広範に亘るシステム改修について、一旦検討を保留させていただきたい	保留
38	要望	設備情報検索	高圧の設備情報検索機能がほしい。 →（過去12ヶ月の最大需要電力履歴含む）。SW開始申込後であれば本人確認不要としていただきたい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →第17回実務者会議にて、過去の議論で「高圧需要者と契約締結交渉を行う場合は、基本的に密に需要者と交渉し、必要な情報を得るものと考えている。そのため、システム化するまでもなく、費用対効果も考え実装しないと整理した認識である。」と回答。本件、認識に齟齬がなく強い要望がなければ、クローズとしたい。（継続） →実装の難しさ、開発規模の大きさ等、情報を整理した上で次回提示する。 →現状、運用不可能といった致命的な支障がない認識の中、FIT法改正、ネガワット取引等の制度変更、他の優先事項があることを踏まえ、広範に亘るシステム改修について、一旦検討を保留させていただきたい	保留
39	要望	使用量情報照会のパスワード発行	法人需要者の使用量情報照会のパスワード発行を依頼する際、複数供給地点を一括で申込めるようにできないか。	Web・APIいずれの機能のご要望が具体的にご教示願います。 →Web画面のみの前提で、システム面は広域機関、運用面は一般送配電事業者を含め検討中 →2017年6月で1年以上経過するため、次回会議(第27回)までに多数の賛同がなければクローズいたします。 →賛同数の条件を満たしましたので、事業者ヒアリングを実施中。（第27回） →事業者ヒアリングの結果、同一需要者の使用量照会パスワード発行一括申請機能の追加に関して、第33回別紙1のシステム改修概要案で、費用対効果が見込めることから、実現性について検討を進めます。（第33回）	5

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)	ご意見・ご要望	回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
43	要望	設備情報変更 (低圧FIT電源)	発電者情報変更申込で登録する際、変更前の情報が表示されないため、変更対象が否かの確認が受電地点特定番号のみとなってしまふ。受電地点特定番号と発電者名称等との組み合わせで対象を確認するべきと考えるため、変更前の情報が表示されるようにしていただきたい。	システム改修に当たっては相応の期間を要するとともに、FIT法改正によりH29.4から買取義務者が小売電気事業者等から一般送配電事業者等へ変更となるため、改修の目途を立てづらい状況です。 →本件、今後の法改正への対応等も考えられるため、検討は一旦保留とさせていただきます。	保留
44	要望	低圧FIT電源	受電地点情報の検索より、受電地点特定番号を入力後検索をした際、発電者名が表示されない。需要者名には、*ご契約小売電気事業者さまのみ表示と記載されているが、需要者名としても表示されない。発電者名が表示されるようにしていただきたい。	No43に同じ。	保留
45	要望	低圧FIT電源	却下の理由がわかるように表記を追加していただきたい。	No43に同じ。却下の理由が不明である場合は、一般送配電事業者へ個別にお問い合わせください。	保留
46	要望	低圧FIT電源	廃止取次の承認行為と廃止申請の登録は同じではないか？廃止取次をしつ、廃止申請を行う意図が不明。現事業者からの廃止申請が廃止取次より先に登録されていれば、廃止取次が登録された際に、廃止取次は自動的に承認されたものとして扱えるようにしていただきたい。	廃止取次は小売電気事業者間のやり取りである一方、託送異動申込みは小売電気事業者と一般送配電事業者間のやり取りであるため、それぞれの登録は必要であると考えます。なお、現事業者からの廃止申請が先に登録されている場合、廃止取次申込みに対しては「廃止受付中エラー」が返却されますので、SW開始申込みを登録いただければ手続き上問題ございません。	保留
52	要望	高圧需要 需要者情報変更申込画面	供給中の需要者情報変更に当たり、間違い入力防止のため変更前の現需要者情報の表示をして欲しい。変更申込後、入力もれに気づいても変更申込が完了する数週間の間はSW支援システム上では再変更申込不可の為一般送配電事業者へ直接電話やメールで変更申込取下げ連絡をする必要がある。	No 3 7, 3 8と同様の整理と認識しております。	保留
56	要望	設備情報照会	自社顧客の設備情報照会の一括取得機能を付加して頂きたい。	必要性・実現性について検討が必要と考えます。 また、利用目的が見えていないため、目的の明確化が必要と考えます。 →多数の賛同があるまで待ちます。(2017年9月まで) →賛同数の条件を満たしましたので、事業者ヒアリングを実施。 →事業者ヒアリングの結果、要望数より、利用目的としては、「小売電気事業者側で保持している設備情報」と「スイッチング支援システム上の設備情報」を定期的に突合を行いたいという要望になります。 そのため必要となる大量のデータをオンラインで抽出して提供することは、想定される処理時間やファイル容量などから、現在のスイッチング支援システムの枠組みや構成では、実現が困難と考えます。(第31回) ・データ抽出に要する想定処理時間 (ファイルのダウンロード時間は含まず) 100万契約口数で約100分 ・ファイルの想定容量: 100万契約口数で約500MB(無圧縮) →第31回のとおり、別途、スイッチング支援システム外での対応を前提とした小売電気事業者からの提案を待つこととします。	8

No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)	ご意見・ご要望	回答	改修・対応希望 (希望の場合○を 入れてください)
58	要望	契約決定方法	<p>契約決定方法：実量制からのアンペアブレーカ、主開閉器契約への切替がSWシステム経由でできるようにお願いしたい。</p>	<p>改修の必要性（頻度等）について、検討が必要です。 なお、内線設備等の工事を伴う異動については、システム化対象範囲外となっております。 →要望としては、「スイッチング開始申込み時の契約決定方法の選択肢の追加」ではなく、「単独で契約決定方法の変更が、スイッチング支援システムで経由で申込みできるようにしたい」と理解しております。 →システム化の対象範囲(Webのみ、Web・API両方)等について、事業者ヒアリングを実施中。 →事業者ヒアリングの実施した結果、要望数から ・単独申込機能（Web・API両方） ・変更対象申込は、実量制からアンペアブレーカー、主開閉器契約への変更で、発生頻度より効果は見込めることから、システム化費用等について検討を進めます。 →一般送配電事業者に確認した状況は以下のとおりです。（第33回）</p> <p><状況> 現状、一部エリア（関西・九州）においては、従前から当該申込みのWEB受付を実装済です。また、他のエリアについては、以下のとおり実装予定です。 ・東京エリアにおいては、H30年5月より、当該申込みのWEB受付（APIを含む）を実装予定。（概要は第33回資料2別紙2のとおり） ・関西エリアにおいては、現状、WEB受付「その他申込み」として受付。また、WEB受付のAPI化を、H31年度上期（予定）運用開始に向けて準備中。</p> <p><一般送配電事業者の意見> 一般送配電事業者より、「スイッチング支援システムへの経由の申込みを指向する場合には二重投資となること。また、変更対象申込（実量制→主開閉器契約）は、内線工事を伴う異動であり、新增設申込み扱いとなることから、各一般送配電エリアの実情に応じた受付としたい。」という意見がありました。</p>	6
61	要望	接続送電サービスメニュー	<p>接続送電サービスメニュー：「標準」⇔「時間帯別」の切替えがSWシステム経由でできるようにお願いしたい。</p>	<p>改修の必要性（頻度等）について、検討が必要です。 →多数の賛同があるまで待ちます。（2017年9月まで） →賛同数の条件を満たしましたので、事業者ヒアリングを実施中。 →接続送電サービスメニューの切替の単独申込機能追加について、事業者ヒアリングの結果、費用対効果が見込めないことから、システム化対象外とします。（第31回） ・全国での月間申請発生件数（想定）：約6千件/月 ・上記発生件数に基づく5年総額の効果（想定）：約5千万円程度 ・全小売電気事業者側のシステム改修費用（想定）：約10億円 →第31回のとおり、費用対効果を再度検討します。 →一般送配電事業者に確認した状況は以下のとおりです。（第33回）</p> <p><状況> 現状、一部エリア（関西・九州）においては、従前から当該申込みのWEB受付を実装済です。また、他のエリアについては、以下のとおり実装予定です。 ・東京エリアにおいては、H30年5月より、当該申込みのWEB受付（APIを含む）を実装予定。（概要は第33回資料2別紙2のとおり） ・関西エリアにおいては、現状機能の改善を、H30年度上期（予定）運用開始に向けて準備中。また、WEB受付のAPI化を、H31年度上期（予定）運用開始に向けて準備中。</p> <p><一般送配電事業者の意見> 一般送配電事業者より、「スイッチング支援システム経由の申込みを指向する場合には二重投資となることから、各一般送配電エリアの実情に応じた受付としたい。」という意見がありました。</p>	5
62	要望	設備情報照会	<p>設備情報照会の情報更新が遅く、改善を要望したい。</p> <p>【2017年6月追記】 ・設備変更工事を行い、契約容量だとか契約決定方法が変わった場合、実際の工事が終わっているにもかかわらずスイッチング支援システムの設備情報への反映が遅い ・新築の場合は新たに供給地点番号を振ることになるが、そのスイッチング支援システムの設備情報への反映が遅い</p>	<p>具体的にどのような内容かをお示しいただいたうえで、改善の余地があるかを検討いたします。 →最新の状況、及び、具体的にどのような内容かをお示しいただきたい。 →現在問題となっている。（第26回） →一般送配電事業者に確認した結果、設備変更工事および新築の場合のいずれも、各エリアともに、一般送配電事業者の工事完了後、竣工調査を実施し、工事完了登録を実施しており、人手およびシステム連携の処理があることから、現状からの短縮は困難な状況です。本件の要望の背景となっている問題点について、事業者ヒアリングを実施中。</p>	6

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)	ご意見・ご要望	回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
63	要望	設備情報照会	設備情報照会の住所情報間違いが非常に多い、改善を要望したい。	一旦クローズしたNo22に類するご意見と認識しております。	4
71	要望	3-6-6_外部インターフェース仕様	API全般において単一供給地点の処理を前提としているが、夜間バッチ/日中定期バッチにて大量データ処理を行う際に、各APIを短時間で大量回数実行する事になるため、パフォーマンスへの影響が大きい。 そのため、複数の供給地点を一括で処理するバルクAPIの提供を検討頂きたい。	各社さまからのAPIリクエストは 1 回/ 1 秒を基本とすることでお願いしておりますので、相互にパフォーマンス影響が出るレベルでの短時間、大量回数実行は行われたい想定です。 実際に大量件数を短時間で実施している場合、実行間隔を開けるなどで、貴社側、広域機関、一般送配電側全てにおいてのパフォーマンス悪化が発生しないようご配慮ください。	4
72	要望	1_要件定義書(本編).pptx	当該要件定義書には応答性能として「目標応答時間は 3 秒」としているが、以前質問票にてこれに関する質問をさせていただいた所、下記の通り回答頂きました。 ===== ネットワーク、システムの混雑状況や、データ量等により、3 秒をお約束するものではございませんので、その点ご考慮頂いて、事業者側での最大待ち時間の設定等をお願いいたします。 ===== このため弊社システムでは3秒を大幅に上回る最大待ち時間を設定していますが、日の発生頻度は低いもののタイムアウトが発生している状態である。 この応答性能について改善頂きたい。 また、適切なタイムアウト時間を設定するため、これまでスイッチングシステム稼働してきた中での平均レスポンス時間をご提供頂きたい。(異常値は除く)	インターネットを経由して通信を行う限り、途中経路での遅延などによる応答時間が延伸するケースに対応することは極めて難しいと考えます。 基本的には、事業者側での待ち時間に余裕を見ていただき、タイムアウト発生後は業務処理状況確認などで、リトライ要否、正常性確認をお願いしており、システムを利用されるすべての事業者向けにも前記のご対応をお願いしたいと考えます。 平均レスポンスタイムについては採取が困難なため、ご容赦いただきたく存じますが、広域機関側のタイムアウト設定値は（一括処理も含めて）1200秒となっております。 なお、2020年の法的分離に向け、スイッチング支援システム側の利用量が増加する可能性があり、それに向けた対応を検討する必要はあると考えます。 ※例えば、希望小売事業者向けの専用線環境や、広域－送配電間の専用線の必要性など（第21回会議、議事概要から） 通信スパイクが発生する要因のひとつに「1 秒に 1 回」ルールを守っていない事業者の存在があり、そのような事業者には都度、改善をお願いしている。 → 本件、保留ステータスとする。	保留
74	要望	高圧設備情報照会	東京電力エリアにて2017年1月より小口高圧についても分散検針となることですが、低圧同様検針日切替が必要となるならば、次回あるいは次々回検針日、基本検針日を確認するために設備情報照会が必要ではないでしょうか。 需要家から正しい日付をヒアリングするのは困難と思われる。	検針日については、各小売事業者が必要者に対してお知らせしている内容によりご確認いただくことが可能です。また、各送配電会社のHP等で、検針地域毎の検針計画をお示しておりますので、併せてご確認願います。なお、高圧以上のお客さまの接続供給契約の申込みの際は、予め各送配電事業者のHP等で、工期等をご確認の上お申込み頂きますようお願いいたします。	2

スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望

資料2



No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)	ご意見・ご要望	回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
78	要望	廃止取次登録	<p>当社以外の他事業者による経緯・原因不明の古い廃止取次が残っているため、当社からの廃止取次依頼のオーダーを受け付けられない状況がある。上記状況が起きた場合、「OCCTOへ依頼し、当該廃止取次オーダーを取り消してもらおうように」といった指示・連絡が送配電から当社小売に対してある。</p> <p>本事象については、お客さま対応への迅速な対応という観点で、上記連絡を新小売である当社を経由する必要のないと思われ、送配電から直接OCCTOへ依頼をすれば良いものと考えます。</p> <p>また、そもその原因である、システム上で古い廃止取次データの滞留がないようシステム改善を行っていただきたい。</p> <p>【2017年9月追記】 広域機関からの廃止取次取消処理を行う際の連絡メールは、「問題なければ連絡不要」という記載であり、確認を促す文面となっている。これを例えば、「廃止取次を取消いたしますので、その旨を通知します。」のような文面にしていれば、連絡を受け取った側は確認する必要はないと判断できる。連絡のメール文面を検討いただけないか。</p>	<p>『スイッチング廃止取次情報の登録に失敗しました』というエラーメッセージは、広域機関側から返却しているため、本エラーメッセージが表示された場合には一般送配電事業者に問合せを行わず、直接広域機関へお問い合わせください。併せて自社内での取消漏れや重複登録等がないか、ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>システム改善については、影響範囲の確認など対応可否について検討いたします。 →多数の賛同があるまで待ちます。(2018年1月まで) →賛同数の条件を満たしましたので、費用対効果の検討を実施しました。検討の結果は、第28回資料2別紙1のとおりです。システム改修による費用対効果が見込めないことから、システム改修は実施しないこととし、みなし小売電気事業者(北海道、関西)でスイッチング開始申込が行われぬ課題の解消に向けて、当機関より一般送配電事業者に働きかけます。</p> <p>また、廃止取次登録時の重複エラーが発生した場合の対応方法をスイッチング支援システム取扱いマニュアルに追記いたします。(第28回) →廃止取次登録時の重複エラーが発生した場合の対応方法をマニュアルに反映済み。 広域機関からの廃止取次取消処理の連絡メールでは、「確認してください」とは記載しておらず、「問題が発生する場合のみご返信ください」としており、確認を促しているものではないことから、現行通りとさせていただきます。(確認するかどうかは事業者様のご判断をお願いします。)</p> <p>なお、みなし小売電気事業者(北海道(低圧)、関西(低圧・高圧))でスイッチング開始申込が行われぬ課題の解消に向けて、みなし小売電気事業者(北海道、関西)と継続して調整しています。 →関西エリアの低圧は、2017年12月にシステム改修予定です。(詳細は調整中です) 関西エリアの高圧は、現在調整中です。 北海道エリアの低圧は、2017年12月7日にシステム改修予定です。(詳細は調整中です。)(第30回) →関西エリアの低圧は、2017年12月7日にシステム改修予定です。システム改修後は、みなし小売電気事業者(北海道(低圧)、関西(低圧))でスイッチング開始申込が行われぬことにより、「判断済み(OK)」のステータスで廃止取次が残る事象は、新規に発生いたしません、既に「判断済み(OK)」のステータスで残っている廃止取次は、そのまま残り続け、廃止取次登録時に重複エラーとなります。そのため、システム改修後も、廃止取次登録時に重複エラーが発生した場合は、従来通り、自社の廃止取次の登録状況より、「判断済み(OK)」のままで取消が漏れている廃止取次がないかをご確認いただき、「判断済み(OK)」の廃止取次が存在しなければ、広域機関スイッチング支援システムヘルプデスクへご連絡ください。(第31回) →北海道エリア(低圧)、関西エリア(低圧)は、2017年12月7日にシステム改修済みです。 関西エリア(高圧)は、継続して調整しています。(第32回)</p>	6
80	要望	廃止取次	<p>『供給地点特定番号エラー』が現状、供給地点特定番号以外のエラーにも利用されていることから、原因の特定、解消に時間を要している。</p> <p>供給地点特定番号相違以外のエラーには使用しないよう運用ルールを統一し、それ以外については左記同様にエラーメッセージの種類を増やすか、自由記入欄を設けていただきたい。</p>	<p>旧一般電気事業者10社の小売部門のみの確認となりますが、廃止取次受領後、まず「供給地点特定番号」が正しいか否かを確認することとなっております。この時点で供給地点特定番号が正しくない場合は、それ以降の項目についてチェックは行われず、「供給地点特定番号エラー」が返却されます。</p> <p>メモ欄の追加、エラーケースの追加に関しては79と同様になります。</p>	3
81	要望	申込取消	<p>起因が当社からの場合を含め、様々な理由により送配電事業者にてスイッチング支援システム上の申込を取り消した際に発生。</p> <p>システム上で取り消されただけでは当社との契約を解除するまでには至らず、解約処理するには需要家の意思確認が必要となるため、現小売なのか需要家なのか等、誰の依頼で取り消し処理をしたのか送配電連絡メモでいただきたい。</p> <p>また、当社側から取り消しを依頼した場合に、着実に実施されたかどうか確認する術が無いため、実施終了後にその旨の連絡がいただきたい。</p>	<p>原則として、送配電事業者事由による申込取消は発生しない認識です。したがって、スイッチングに関して、自社からの申出によらない申込取消は、需要者から直接送配電事業者に申込取消を依頼するルートが存在しないため、現小売電気事業者側からの申出になると考えられます。</p> <p>また、マッチング後の取消の場合スイッチング支援システムの受付工程が「却下」となります。スイッチング支援システムにて、受付工程をご確認いただくことで、取消依頼が実施されたことをご確認下さい。</p>	3

No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)	ご意見・ご要望	回答	改修・対応希望 (希望の場合○を 入れてください)
88	要望	遡及廃止機能の具備	廃止連絡なしで退去された地点に別人が入居した場合、別人が使用した電気代が前入居者に請求されてしまう。	本件、契約問題は需要家からの申込みがあって解除するのが原則。どこまで例外を認めてよいのか、定型的に処理するのが難しいと厚料いたします。 個々のケースについて、当事者間で協議の上合意をとって対応いただく現状の解決方法以上には難しいと考えます。	2
95	要望	使用量照会	使用量情報照会で、需要者名義変更があったために開示できる使用量データが1件も存在しない場合の動作仕様 がエリア毎に異なるので、統一化してほしい。 1. 使用量データが入っていないCSVの取得 2. 「該当データが存在しません」という旨のエラーのみ取得	一般送配電事業者を確認した結果、現状、4パターンに分かれております。 ①使用量照会において、使用量データが入っていないCSVファイル（供給地点特定番号のみのファイル）を提供しているエリア→5社（東北、中部、関西、四国、九州） ②使用量照会において、「該当データが存在しません」という旨のエラーを返すエリア→2社（東京、北陸） ③使用量照会パスワード申請を却下する（却下理由：①ご契約地点の確認が取れませんでした）エリア→2社（北海道、中国） ④使用量照会パスワード申請を処理完了にするが、パスワード発行しない（申込者に個別連絡）→1社（沖縄） →統一に向けて、一般送配電事業者を確認した結果、全体として統一化することは難しいことから、「開示できる使用量データが1件も存在しない場合の動作仕様」について、スイッチング支援システム取扱いマニュアルに反映いたします。（第32回） →マニュアルに反映後、クローズといたします。（第33回）	1
98	要望	設備変更工事（増減設） について	<ご要望事項>【関連No.87】 電気工事店による代理申込の際、小売事業者の承認を得ないうちに、勝手に設備変更工事を申し込まれるケースがあり、その場合は電気工事店との情報連携ができません。 さらに、託送契約が実量制の場合、電気工事店が小売事業者の承諾を得ず代理申込がなされたことは、一般送配電事業者および小売事業者の両方において個別に把握できません。小売事業者でそのような申込を行う電気工事店を把握し注意するためには、一般送配電事業者が持つ当該小売事業者に関わる設備変更工事の申込情報が必要となります。 予め確認したところ、一般送配電事業者による工事申込情報の提供は作業量が多くなり困難との回答でした。そこで、小売事業者が各一般送配電事業者のシステム等で、当該の小売事業者に関わる設備変更工事の申込状況を確認できるように、以下のいずれかの機能を実装していただけないでしょうか。特に、喫緊で問題が生じている関西電力エリアでの対応を望みます。 (詳細は、第29回資料2別紙1を参照) ・ 小売事業者が電気工事店による代理申込内容を参照できる仕組みをご用意いただけないか。 例) 一般送配電事業者の工事申込システムにおいて、小売事業者アカウントから自供給分の工事申込を把握可能にする。 一般送配電事業者から小売事業者供給分の工事も連携する。 など ・ 電気工事店が小売事業者の承認なしに代理申込を行えない仕組みをご用意いただけないか。 例) 電気工事店の代理申込においては、小売事業者記載の接続供給申込書を必須とする。 一般送配電事業者の工事申込システムにて小売事業者の承認プロセスを追加する。 など	今回のご要望にある「参照できる仕組み」および「承認なしに代理申込みを行えない仕組み」についてですが、別紙のとおり複数のエリアにおいて、実装されております。(第29回資料2別紙6、p4) また、その他のエリアにおいても、ご要望の仕組みではないものの、小売電気事業者が把握する仕組みや電気工事店が小売電気事業者へ連携を取るよう強く促す仕組みを構築しております。 →第29回にて提示した各一般送配電事業者の状況を踏まえ、統一した運用ルールの構築が困難なことから、対応を要望したい一般送配電事業者へ個別にご相談いただきますようお願いいたします。(第32回)	2

スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望

資料2



No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)	ご意見・ご要望	回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
99	要望	インフォメーションのメール通知機能の追加	<p>現在、システムのメンテナンス通知に関する運用としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期メンテナンスの場合、【当該メンテナンスの1週間前】までにスイッチング支援システム上のインフォメーションに掲載する。(広域、当該送配電ともに掲載) ・臨時メンテナンスの場合、【事実が発覚から速やかに】スイッチング支援システム上に掲載するとともに、当該送配電事業者より契約のある事業者向けに通知をする。 <p>となっており、インフォメーションには重要な情報が掲載されるにも関わらずWEB上での確認だと確認可能な人数が限られ、確認漏れのリスクも高いため、広域機関及び一般送配電事業者のスイッチング支援システムのインフォメーションに掲載した情報を、システムに登録された窓口責任者のメールアドレス宛に配信する機能を開発いただきたい。</p> <p>【定性効果】 重要な通知の確認漏れ防止</p> <p>【定量効果】 月間2.5時間の削減</p>	<p>第30回会議で、広域機関スイッチング支援システムのインフォメーションの改修だけで、広域機関及び送配電のスイッチング支援システムの定期メンテナンス情報をメールで通知できると考えられ、費用対効果を見込める上、実現性もあり、また、多数の賛同を得たことから、広域機関スイッチング支援システムのみでのインフォメーションのメール通知機能追加の改修を進めることで合意。(第30回)</p> <p>→2018年2月リリース予定(第32回)</p> <p>→2018年2月にリリース済みのため、クローズいたします。(第33回)</p>	クローズ
100	要望	SW/再点処理完了直後の需要者情報変更	<p>以下のタイミングにおいて、低圧の「需要者情報変更」申込が出来ない事象が発生しています。事実関係をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「再点」にて処理完了した数日後に、需要者情報変更申込を行うと、「ERR_20130:対象供給地点が廃止中です。」エラーが返却され変更処理が行えません。 ・「スイッチング」にて処理完了した数日後に、需要者情報変更申込を行うと、「ERR_20140:ご契約のない需要者さまの申込はできません。」エラーが返却され変更処理が行えません。 <p>・本事象は、東京電力PG様/東北電力様エリアで確認しており、10件/月・程度の頻度で発生しています。現状、「需要者情報変更」の申込が出来るタイミングまで弊社で見守り等の処理を行っていますが、業務工数削減のために、以下の対応ができないか確認させてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「再点」または「スイッチング」での処理完了後に、送配電事業者でのシステム都合により「需要者情報変更」が出来ない期間があるのでしょうか。 ②「需要者情報変更」のみならず、「アンペア変更」や「廃止」等でも同様なのでしょうか。 <p><提案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理完了を行った当日以降であれば、「需要者情報変更」「アンペア変更」「廃止」等の全ての申込登録をできるようにすることを希望します。 ・送配電事業者様のシステム都合等により対応が困難であれば、各社のシステム仕様を明確にした上で、「異動登録完了日から●日間は受付不可」などのマニュアルへの掲載、ルール明確化を希望します。 	<p>各一般送配電事業者に状況を確認し、以下の回答を得ました。(第32回)</p> <p>低圧の「需要者情報変更」申込が出来ないタイミングのあるエリアは以下となります。</p> <p>システム仕様をマニュアルに掲載いたします。(第32回別紙1)</p> <p>【北海道】 →再点・「スイッチング」の処理完了当日中の需要者情報変更はエラーとなります。 (第33回にて訂正、現在、当該事象は生じません。)</p> <p>【東北】 「再点」について、前需要者の廃止から再点までの期間が短いケースにおいて廃止中ステータスが継続(検針日の4~5日後程度)する場合があります、その間は需要者情報の変更申込が行えません。(「スイッチング」については、当該事象は生じません)。⇒本事象解消に向け2018年3月18日から改修後プログラムへ切替。</p> <p>【東京】 「再点」・「スイッチング」の処理完了後、送配電側のマスター反映時に何らかの理由でエラーが生じた場合に需要者情報変更がエラーとなります。その場合は人手による処理を行うため、エラー発生日から2営業日後の需要者情報変更の申込であれば変更可能です。なお、再点申込みと併せての需要者情報変更であればエラーは返却されません。</p> <p>→北海道、東京エリアのシステム改修が困難な事情を確認した結果は以下となります。(第33回)</p> <p>【北海道】 確認した結果、実務者会議で既にクローズになっているNo.54に該当し、2016年11月に実装済みで、現在、上記事象は発生しません。第32回の回答が誤っており、訂正申し上げます。</p> <p>【東京】 今後、改修に向けて検討いたします。なお、実装時期については、システムの根幹部分に影響する改修となることから、現在検討・対応中の法的分離に向けての改修の中で織り込めないか検討して参ります。</p> <p>→上記を踏まえて、マニュアル/設計書へは、第33回別紙3、4のとおり反映いたします。</p>	2